

CHAPTER・4 相談窓口・各種支援



Chapter・4-1 相談窓口

- 子ども・家庭相談コーナー & 健康相談コーナー P35
(こども家庭センター)



「どこに相談したらいいの？」

そんな時は「子ども・家庭相談コーナー」へ。

- 子育て支援サロン“ぴあちえーれ”(子育て相談) P36
- 発達が気になる方の相談
わいわい子育て相談、親子通園など P36
- 子ども総合センター(児童相談所) など P37



専門スタッフが対応します。

抱え込まず、
相談して
みませんか？



Chapter・4-2 障害のあるお子さんへの支援

- 総合療育センター、発達障害者支援センター「つばさ」など P39
- 放課後等デイサービスなどの預かり、 P41
経済的支援(医療・手当)など

Chapter・4-3 ひとり親家庭への支援

- 母子・父子福祉センター P42
- 経済的支援(医療・手当・貸付) P42
- 就職支援 P43
- 生活支援(母子寮・住宅) P44
- その他(面会交流・ガイドブック) P44

Chapter・4-1 相談窓口

こども家庭センター

子ども・家庭相談コーナー



専門の相談員が、家庭の心配ごとや子どもの養育上の問題、あるいは生活費・教育費・医療費の問題、ひとり親家庭等のいろいろな相談に応じます。

子育て支援の情報提供

- 保育所や放課後児童クラブ
- 育児サークルや地域活動
- 各種講座、イベント

子どもや家庭についての相談

- 妊娠・出産・育児への不安や悩み
- 子どもの健康や発育
- 支援が必要な子ども(子どもの虐待・ヤングケアラー等)
- ひとり親家庭

教育相談

- 子どもの教育(いじめ、不登校、非行等)
- 小・中・特別支援学校(学級)への就学
- 就学援助、奨学資金の手続き

問い合わせ・ご相談は

門司区 093-332-0115

八幡東区 093-661-0115

小倉北区 093-563-0115

八幡西区 093-642-0115

小倉南区 093-951-0115

戸畑区 093-881-0115

若松区 093-771-0115

健康相談コーナー



保健師や栄養士等が妊娠中の生活や健康、出産後の乳幼児の発達、育児、予防接種等の相談に応じます。

問い合わせ・ご相談は

門司区 093-331-1888

八幡東区 093-671-6881

小倉北区 093-582-3440

八幡西区 093-642-1444

小倉南区 093-951-4125

戸畑区 093-871-2331

若松区 093-761-5327



子育て支援サロン“ぴあちえーれ”



問い合わせ・ご相談は
093-511-1085

✉ salon@kosodate-fureai.jp

保育士・保健師等の資格を持つコーディネーターが、子育てに関する相談をお受けしています。



わいわい子育て相談



「友達とうまく遊べない」「落ち着きがない」など、子どもの心や体の発達や子育ての不安等について、小児科医師、臨床心理士、作業療法士、保育士などの専門スタッフが相談に応じます。(事前に予約が必要)

問い合わせは、区役所健康相談コーナーへ (35ページ)

親子通園



発達が気になる子どもや育児に不安を持つ保護者などが親子で通園、保育所での遊び体験や相談を通じて、子どもとの関わり方や寄り添い方、子どもにとって最適と思われる通園先などを保育士と一緒に考えていきます。

- 東篠崎保育所(小倉北区)
093-941-6056
- 徳力保育所(小倉南区)
093-962-7886
- 黒崎保育所(八幡西区)
093-631-0577

ことばの相談



「ことばの発達」「構音の発達」「吃音」等、子どものことばに関する心配ごとについて、言語聴覚士が相談に応じます。(事前に予約が必要)

問い合わせ・ご相談は
093-522-8724

- 保健福祉局地域リハビリテーション推進課
(北九州市立障害福祉センター)
小倉北区馬借1-7-1総合保健福祉センター
(アシスト21) 3階

Chapter 4
相談窓口・各種支援

子ども総合センター（児童相談所）



子ども（18歳未満）の養護・虐待・保健・障害・非行・性格行動・不登校等について、児童福祉司や児童心理司などのスタッフが相談に応じます。

問い合わせ・ご相談は
子ども総合センター
093-881-4556

24時間子ども相談
ホットライン（年中無休）
093-881-4152

ストップ!! 子どもの虐待



子育てが辛くて
つい子どもにあ
たってしまう…

近くに子育てに
悩んでいる人が
いる…

あの子、もしかし
たら、虐待を受け
ているのかしら…



こんな時には、すぐお電話ください

子ども虐待の相談・連絡先

お住まいの
地域の児童
相談所に
つながります

児童相談所虐待対応 **ダイヤル**
189

（通話料無料）

秘密は守ります。
匿名でも
受け付けて
います

比較的軽度な虐待行為
（手足の傷やあざ、ネグレクトの疑いなど）
区役所子ども・家庭相談コーナーへ（35ページ）
一時保護が検討される重篤な虐待行為
子ども総合センター（児童相談所）093-881-4556へ

児童福祉法等の改正により、
令和2年4月から、

**子どもへの体罰は
法律で禁止されました。**

ヤングケアラー相談支援窓口



ヤングケアラーの早期発見・支援のため、ヤングケアラーやその家族、関係機関からの相談に対応し、必要に応じて学校と連携した支援や、公的サービスの案内等を行います。

問い合わせ・ご相談は093-482-6577

●相談受付日時：火曜日から土曜日 10時30分～18時30分
※日曜日、月曜日、祝日（月曜日が祝日の場合はその翌日も）、
年末年始はお休み。

ヤングケアラーとは

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」と認められる子ども・若者」のことをいいます。



配偶者暴力相談支援センター



配偶者等による暴力(DV)で悩んでいる時は、ひとりで抱え込まず、ご相談ください。

問い合わせ・ご相談は
配偶者暴力相談支援センター
093-591-1126

●受付時間
火曜日～金曜日 9時半～20時まで
土曜日、日曜日 9時半～17時まで

ウーマンワークカフェ北九州



「マザーズハローワーク北九州(ひとり親家庭のお父さんも対象)」 「福岡県子育て女性就職支援センター」 「保育士・保育所支援センター」 やひとり親家庭向け就業支援など、各機関が連携し、ニーズに応じて就職をサポートします。また、就職とあわせて、「保育サービスコンシェルジュ」が、多様な保育サービスの相談に応じます。働きたいけど、何から始めてよいか分からない、という相談もお受けしています。

問い合わせ・ご相談は
ウーマンワークカフェ北九州
093-551-0092

●開館時間
10時～18時
●休館日
土曜日・日曜日・祝日・年末年始

妊娠相談ほっとナビ



不妊や不育症、思いがけない妊娠など、妊娠や出産に関する悩みについて、専門の相談員が電話で相談に応じます。秘密厳守します。

問い合わせ・ご相談は
専用ダイヤル
093-571-2305

●相談日時
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時～12時、13時～17時

不育症検査費・治療費の助成



不育症検査費および治療費の一部を助成します。

問い合わせは
子ども家庭局子育て支援課
093-582-2082

Chapter・4-2 障害のあるお子さんへの支援

総合療育センター



心身の障害(身体障害や知的障害など)や発達に心配のあるお子さんに対し、診断や療育などを行う病院機能、機能訓練などを通して発達を促す通所機能、また、障害のあるお子さんとその家族の地域における生活を支援する機能などを備えた複合的な施設です。(事前に予約が必要)

問い合わせ・ご相談は
総合療育センター

093-922-5596

●小倉南区春ヶ丘10-4



総合療育センター西部分所

093-632-3600

●八幡西区若葉1-8-1



子ども総合センター(児童相談所)



子ども(18歳未満)の心身の発達等について、児童福祉司や児童心理司などのスタッフが相談に応じます。

問い合わせ・ご相談は
子ども総合センター

093-881-4556

●受付時間

月曜日～金曜日 8時半～17時15分

●休日

土曜日・日曜日・祝日・年末年始

北九州市障害者基幹相談支援センター



問い合わせ・ご相談は
北九州市障害者基幹相談支援センター

093-861-3045

障害のある人やその家族からの相談に応じています。

また、訪問支援(アウトリーチ)を含む支援を行います。

小児慢性特定疾病支援室



慢性的な病気を抱え、長期にわたり療養を必要とする子どもとご家族などからの相談に応じています。

問い合わせ・ご相談は
北九州市小児慢性特定疾病支援室

093-861-3046

●戸畑区汐井町1-6ウェルとばた6階

●受付時間

月曜日～金曜日 9時～17時45分

●休日

土曜日・日曜日・祝日・年末年始



発達障害者支援センター「つばさ」



問い合わせ・ご相談は
発達障害者支援センター「つばさ」
093-922-5523

- 小倉南区春ヶ丘10-2 (本所)
- 若松区大字小敷566-8 (西部分所)

発達障害のある方々とそのご家族や関係機関の方々のための支援センターです。

特別支援教育相談センター



問い合わせ・ご相談は
特別支援教育相談センター
093-921-2230

- 小倉南区春ヶ丘10-2

障害のあるお子さんについての教育相談や幼稚園・学校等への巡回相談、通級相談、就学相談を行っています。

特別支援学校等



問い合わせ・ご相談は
教育委員会特別支援教育課
093-582-3448

また、小・中学校に特別支援学級や、言語・情緒などに対する専門的な指導を行う通級指導教室もあります。

障害のある児童生徒の教育のため、市立の特別支援学校が8校、県立の視覚と聴覚の特別支援学校が各1校あります。

障害福祉ガイド



問い合わせ・ご相談は
障害福祉企画課
093-582-2453

障害のある人やその家族が利用できる福祉サービス等を紹介しています。

各種障害者手帳の交付 (身体障害者手帳、療育手帳等)



身体障害や知的障害のあるお子さん等に交付され、各種のサービス・制度を利用できます。

問い合わせは、区役所高齢者・障害者相談コーナーへ(41ページ)



児童発達支援事業(通所)



障害のあるお子さんへ、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

放課後等デイサービス



就学中の障害のあるお子さんを対象に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、その他支援を行います。

医療的ケア児レスパイト事業



訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護(健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く)に係る費用の一部を助成します。

医療的ケア児コーディネーター



北九州市総合療育センター(地域支援室)において、医療的ケアが必要な在宅の子どもの子育てや制度、支援等に関する相談対応を実施しています。

施設の一覧は、障害福祉サービス等指定事業所一覧



日中一時支援事業(日帰りショート)



家族等の介護者の理由(疾病・出産・冠婚葬祭等)により介護ができない場合に、障害者支援施設等において、一時的に預かります。(事前の申請が必要)

障害児福祉手当



精神または身体に障害のあるお子さん(20歳未満)のうち、重度の障害があるため、日常生活で、常時の介護を必要とする状態にある在宅の人に支給されます。(所得制限あり)

特別児童扶養手当



精神または身体に障害のあるお子さん(20歳未満)を家庭で養育している父母等に支給されます。(所得制限あり)

重度障害者医療



重度の障害のあるお子さん等の保険診療による医療費の自己負担額を助成します。(所得制限あり、申請が必要)

区役所高齢者・障害者相談コーナー



●門司区
093-321-4800
●若松区
093-751-4800

●小倉北区
093-582-3430
●八幡東区
093-671-4800

●小倉南区
093-951-4126
●八幡西区
093-645-4800

●戸畑区
093-881-4800

Chapter・4-3 ひとり親家庭への支援

母子・父子福祉センター



問い合わせは
母子・父子福祉センター
093-871-3224

●戸畑区汐井町1-6
ウエルとばた4階

ひとり親(母子・父子)家庭や寡婦の方の生活上の悩みや就職の相談に応じたり、仕事に必要な知識や技術を身につけるための無料講座等を行っています。

子ども・家庭相談コーナー



ひとり親家庭に関することなど、お子さんと家庭のあらゆる相談に応じています。

問い合わせは、区役所子ども・家庭相談コーナーへ(35ページ)

児童扶養手当



ひとり親家庭などのお子さんが18歳になるまで(法令で定める障害の状態にある場合は20歳になるまで)支給されます。(所得制限あり)

ひとり親家庭等 医療費助成



市内に住む母子家庭の母と子、父子家庭の父と子、並びに父母のいない子に対し、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。(所得制限あり、申請が必要)

ひとり親家庭等日常生活支援事業



ひとり親家庭や寡婦の方が、一時的な理由(疾病やお仕事)により日常生活を営むのが困難なときなどに、育児や食事の世話等のお手伝いをする家庭生活支援員を派遣します。(所得に応じた自己負担あり、事前登録が必要)

問い合わせは、区役所保健福祉課子ども・家庭相談係へ(28ページ)

母子父子寡婦福祉資金貸付金



ひとり親家庭や寡婦の方の事業開始資金やお子さんの修学資金等、12種の資金貸付を行います。(所得制限あり)

問い合わせは、区役所子ども・家庭相談コーナーへ(35ページ)

ひとり親家庭自立支援給付金事業

自立支援教育訓練給付金事業



ひとり親家庭の母又は父が、対象となる講座を受講し修了した場合、講座受講料等の一部を助成します。

- 対象者
 - 20歳未満の児童を扶養していること
 - 自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
 - 該当教育訓練受講が適職に就くために必要であること
 - 過去に同給付金の支給を受けていないこと

高等職業訓練促進給付金等事業



ひとり親家庭の母又は父が就職に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関で修業している時と修了時に給付金を支給します。

- 対象者
 - 20歳未満の児童を扶養していること
 - 所得が児童扶養手当受給対象水準にあること
 - 養成機関において6カ月以上のカリキュラムを修学し、対象資格の習得が見込まれること
 - 仕事又は育児と修学の両立が困難であると認められること
 - 過去に同給付金の支給を受けていないこと

ひとり親家庭の自立応援事業



高等職業訓練促進給付金の支給を受けていて、要件を満たす方に、支給します。

- 対象者
 - 高等職業訓練促進給付金を受給し、かつ、市町村民税非課税世帯の方

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業



ひとり親家庭の父母又はその児童が、高卒認定試験合格のための講座を修了したとき、及び合格した時に受講費用の一部を支給します。

- 対象者
 - 20歳未満の児童を扶養していること又は20歳未満の児童であること
 - 自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
 - 大学入学資格を取得していないこと
 - 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
 - 過去に本事業による給付金を受給していないこと

問い合わせは、区役所子ども・家庭相談コーナーへ(35ページ)



母子生活支援施設(母子寮)



18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に子どもと一緒に入所する児童福祉施設で、市内に2か所あります。

問い合わせは、区役所子ども・家庭相談コーナーへ(35ページ)

母子・父子世帯向けの市営住宅への優先入居



市営住宅の定期募集で、母子・父子世帯に対し一般申込枠とは別に募集します。

子育て世帯向けの市営住宅への優先入居

市営住宅の定期募集で、子育て世帯(18歳未満の子と同居する世帯)に対し一般申込枠とは別に募集します。

区役所市営住宅・市公社住宅相談コーナー

- 門司区(代表)
093-331-1881
- 小倉北区(直通)
093-582-3488
- 小倉南区(代表)
093-951-4111
- 若松区(代表)
093-761-5321
- 八幡東区(代表)
093-671-0801
- 八幡西区(代表)
093-642-1441
- 戸畑区(代表)
093-871-1501

ひとり親家庭 面会交流支援事業



支援員が父母の間に立って、面会時の付添いやお子さんの受渡し等の支援を行います。

養育費確保 サポート事業



養育費相談アドバイザーが養育費の取り決めや受け取りをサポートします。

問い合わせは、母子・父子福祉センター(093-871-3224)へ

ひとり親家庭のガイドブック



問い合わせは
子ども家庭局子育て支援課
093-582-2410

本書に掲載しているもののほかにもいろいろな支援事業などがあります。

